破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４７９号
埼玉県北足立郡伊奈町本町２丁目29番地　リバティーハイツ102、開始決定時の住所埼玉県上尾市大字原市3233番地75
破産者　大山　　潔
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８０号
埼玉県北足立郡伊奈町本町２丁目29番地　リバティーハイツ102、開始決定時の住所埼玉県上尾市大字原市3233番地75
破産者　大山　順子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２８号
札幌市東区北23条東22丁目６番８―503号、破産開始決定時の住所札幌市東区北８条東16丁目２番11号
破産者　濱口　義明
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３６号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―807号
破産者　川原　義治
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５０号
札幌市白石区本通19丁目南３番１―904号
破産者　金内　大輔
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３号
山形県尾花沢市大字二藤袋220番地
破産者　大山　　修
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０３号
山形県天童市本町１丁目４番24号　２階、開始決定時住所山形市大字大森1041番地
破産者　高橋　政夫
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０号
川崎市幸区鹿島田621番地　鹿島田コーポ102
破産者　今村　孝雄
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
川崎市川崎区小田３丁目23番４号
破産者　小林　俊夫
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
川崎市川崎区富士見１丁目６番11―212号
破産者　神尾　利明
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１９９号
名古屋市熱田区高蔵町４番17号　アーバンシート高倉203号、開始決定時の住所名古屋市熱田区玉の井町８番５号、住民票上の住所名古屋市熱田区玉の井町４番６号
破産者　森　　幸一
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３１７号
名古屋市千種区南明町２丁目18番地　三旺マンション南明105号
破産者　武藤　　巖
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０９号
愛知県瀬戸市窯町215番地
破産者　安達　静江
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４９５号
兵庫県西宮市樋之池町６番17―409号
破産者　嶋田　和年
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４０号
大阪府富田林市藤沢台６丁目22番９号、開始決定時の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番１―507号
破産者　池松　敏彦
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７９号
堺市南区原山台５丁３番１―1212号
破産者　加治屋惠子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番18―612号、開始決定時の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―901号、前住所大阪市福島区玉川３丁目３番31号
破産者　北野　宏昌
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係